

# 想定される状況

# 自治体における検討内容

(内閣府防災「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」等を基に作成)

災害発生



発災当日

災害対策本部の設置  
対応職員の確保  
被害状況の把握

- 職員の安否確認
- 庁舎等への非常参集、災害対応マニュアル(業務継続計画)の確認
- 電源等、必要資源の確保状況の確認

発災から  
数日～一週間

開局の要否を検討  
放送用機材の準備、検討  
操作者(無線有資格者)の確保

- 自治体から避難所等への**情報伝達手段として、臨時災害放送局の必要性を検討**
- 放送場所、放送機材の準備(総合通信局へ連絡/協定を締結した地元コミュニティ放送局へ連絡)
- 運営スタッフの確保、無線有資格者の確保(無線従事者として放送用機器を操作)

総合通信局へ申請(口頭)  
使用周波数等の決定

- 総合通信局への免許申請(口頭)**、総合通信局における使用周波数等の策定(後日、書面にて申請をお願いします)

機材の設置、調整  
免許取得、開局

- 総合通信局から指定されたかたちで放送用機器を設置、調整
- 運用(放送時間)の検討

放送開始

- 放送内容、放送時間等を確定させ、地元コミュニティ放送局がある場合にはどの程度運営を委託出来るかどうか含め、協力体制を検討

住民への  
情報伝達

臨時災害放送局廃止

- 被災者への情報伝達手段の確保状況等を勘案し、廃止を判断(総合通信局へ廃止届出)